

目 次

第1号（5月29日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 2

出席議員

..... 2

欠席議員

..... 3

事務局職員出席者

..... 3

説明のため出席した者の職氏名

..... 3

開 会 3

..... 3

会議録署名議員の指名 4

..... 4

会期の決定 5

..... 5

町長提出第74号議案 5

..... 5

町長提出第75号議案 5

..... 5

町長提出第76号議案 7

..... 7

町長提出第77号議案 14

..... 14

閉 会 24

..... 24

署 名 25

..... 25

津和野町告示第 10 号

平成 21 年第 3 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 21 年 5 月 14 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 21 年 5 月 29 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○応招しなかった議員

平成 21 年 第 3 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
1 日)

平成 21 年 5 月

29 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 5 月 29 日 午

前 9 時 01 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町税条例の一部改正について

て

日程第 4 町長提出第 75 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町国民健康保険税条例の一部

改正について

日程第 5 町長提出第 76 号議案 工事請負契約の締結について

日程第 6 町長提出第 77 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町税条例の一部改正につい

て

日程第4 町長提出第75号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町国民健康保険税条例の一

部改正について

日程第5 町長提出第76号議案 工事請負契約の締結について

日程第6 町長提出第77号議案 平成21年度津和野町一般会計補正予算(第1号)

出席議員(16名)

1番 村上 義一君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

副町長 …………… 松浦 秀信君 副町長 ……………

沖田 修君

教育長 …………… 齋藤 誠君 参事 ……………

長嶺 常盤君

総務財政課長 …………… 右田 基司君 税務住民課長 ……………

米原 孝男君

健康保険課長 …………… 安見 隆義君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 環境生活課長 ……………

長嶺 雄二君

教育次長 …………… 水津 良則君

午前9時01分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。この間から新聞紙上でにぎわ

わせております新型のインフルエンザが発生いたしまして、約1カ月が過ぎたわけで

ございます。世界もひとまず落ちついてきているようではありますが、日本国内での感

染者も353人というふうに報道されておりましたが、大半は回復しているとの、こ

のような発表であります。まだまだ油断はできないと思いますが、私事ではありますが、

私も全国町村議会に先週と今週、6日間も出張しておりましたが、インフルエンザの

感染には大変苦慮したところでありますが、何とか無事に感染しない

で帰ってきたと

いうことでございます。

また、本日は平成21年第3回の津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆

様方にはおそろいでお出かけいただきましてありがとうございます。

本臨時会は専決案件2件、契約案件、補正予算について御審議をいただくわけであ

りますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平

成21年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、16番、村上英喜君、

17番、藤井貴久男君を指名いたします。

それでは、先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、今臨時会の会期及び議事運営等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

1 1 番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を先ほど開催し、今臨時会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

なお、町長自宅加療中につき本臨時会を欠席いたしますので、副町長が代行いたします。

本日は、町長提出議案の提案説明を受け、質疑・討論・採決を行い、閉会したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成 2 1 年 5 月

29日、津和

野町議会議長後山幸次様、議会運営委員長滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、議会運営委員長報告のと
おり、本日

1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の

会期は本日1日

限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第74号

日程第4. 議案第75号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第74号専決処分の承認を求

めることについ

て（津和野町税条例の一部改正について）並びに日程第4、議案第75号専決処分の

承認を求めることについて（津和野町国民健康保険税条例の一部改正について）の

2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（松浦 秀信君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第74号専決処分の承認を求めることについて、これにつきましては津和野町税条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、担当課長より説明

を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第75号専決処分の承認を求めることについて、これは津和野町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これにつき

ましても担当課

長より説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（津和野町税
条例の一部改正
について）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（津和野町国
民健康保険税条
例の一部改正について）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第74号専決処分の承認を求めることについて（津和野町税条

例の一部改正に

ついて)、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本案件を承認することに

賛成の方の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は承認

することに決定

しました。

議案第75号専決処分の承認を求めることについて（津和野町国民健康保険税条例

の一部改正について)、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 本案件に反対の立場で討論いたします。

介護保険についてでございますが、課税限度額が上がっております。

今いろいろな

面で本当に収入が減っている、限度額ですので、これは所得の高いほう

の人に該当を

するかと思えますけども、介護保険料上がるということに対して私は

反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ほ

かに討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案件を承認することに

賛成の方の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

日程第5．議案第76号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） それでは、議案第76号について説明を申し上げます。

工事請負契約の締結についてであります。さきに入札を行いまし、今議案のよ
うに締結をしておりますので、議決を求めたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、よろしく
お願いいたしま
す。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第76号 工事請負契約の締結について
.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 柿木停車場線の工事については、津和
野町の観光にも

ある程度影響すると思っておりますが、どのような工法を指定された
のかどうか、

それとあとは工期と申しますか、工期がいつまでなのか、と申しますの
も当然主要道

ですので、バスの運行が、かなりな運行車両があると思われませんが、工
事時間帯を夜

間にするのか等々のそういったものが住民説明として皆さんの理解が
得られているの

かどうか、御質問をいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） まず、工期につきましては仮契約書
にもうたってご

ざいますが、平成22年1月29日を工期としてございます。工事の方
法でございま

すが、県道主要地方道萩津和野線につきましては中心ラインがある二
車線でございま

して、片側交互通行が可能であるということから、今設計のほうでは交
互通行を考え

てございます。夜間か昼間ということにつきましても、今昼間で設計を
しているところ

ろでございます。

ただし、一部大きなカーブもありまして、そこのところは業者が施工
計画を立てた

上で、業者と念入りに打ち合わせた上で、また工法も考えたいと思いま

すし、住民説

明につきましては、ただいまのところでは、関係する自治会長さんのほうにはこうい

う工事の発注をしたい旨の連絡がしてございますが、住民説明につきましては業者か

らそういった施工計画が出て、それと町と打ち合わせをした上で住民説明を行いたい

と思いますし、また同意も得たいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 何点かちょっとお尋ねしたいと思いますが、昨今聞こ

えてきますのは、指名競争入札でおやりになっておるので、別に問題があるわけでは

ないが、要するに、入札はするけれども、失格者が続出するという話が随分聞こえて

くる。この案件だけでなしに、総体的に町、県や国もそうなのかもわかりませんが、

特に関係するのは町の発注工事で、大半の契約案件で失格者が出ると、その理由が私
は知りたい。

そして、この案件につきましては予定価格がどうであったのかという
こと、指名入
札の業者が何名であったのかと、この案件についても失格者が出たの
かどうかという
ようなところをかいつまんでひとつお話をいただきたいと、こう思い
ます。それから、
また質問させていただきます。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） このたびのこの件の入札につきまして
の結果でござ
います。予定価格は5,860万円、これは消費税抜きの価格でござ
います。業者
につきましては、町内業者優先ということで、本町の規定によりまして
指名審査会を
行い、町内の有資格業者9社を指名しております。この指名の中で、当

日辞退、要す

るに、辞退書を提出された業者さんが4社ございます。

それで、金額を入れて応札された業者さん、残りの5社でございますが、そのうち

3社につきましては最低制限価格を下回り、失格となっております。よ

りまして、こ

の結果では4番札を、下から4番目の金額を出した業者が予定価格を

下回り、最低制

限価格を上回った業者として今回ここに仮契約をさせていただいてお

ります日成建設

ということでございます。

なお、今回、私のところの課では失格者が出たのは今回が初めてでございます。あ

と建設課等でも入札結果があるかと思いますが、そのところは私も

存じ上げてござ

いませぬので、執行者のほうからお答えをさせていただきたいと思

います。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、お答えを申し上げます。

資料を手元に今現在持っておりませんので、数字的なものは詳しくは申し上げられ

ませんが、当日私が開札をし、執行いたしました。この案件につきましては、今課長

が申し上げたとおりでありまして、その他建設課の工事につきましても入札を行いま

した。その際も最低制限価格を下回って失格という入札はございました。そういうこ

とで、数字的なものは若干今申し上げることができませんが、そういう事態は発生を

いたしております。また、今回の入札以外でもそういう傾向にはあるというふうに認

識をいたしております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 今説明を聞いて、およそ推測ができた

りするんじゃないけども、要するに、今回の案件について言えば、最低価格を幾らにされた

のかというの

がまず何でしたら知りたいと思うし、失格者が最低価格を割るという

ふうなことが従

来の一昔前になるのかもわかりませんが、ほとんど考えられないよう

な事態が昨今非

常に多いと、それだけ競争が激しいということではある、一言で言えば

そうなんだと

はと思いますが、それにしても常識的にそんなことが本当に起こるとい

うこと事態が私

はどうなんかなと思いますのですが、せっかく応札をして失格になる

なんていうのは

極めて我々素人が考えると、想像しがたい。

しかし、失格になるという、予定価格に対して5,860万で5,00

0万の落札と

いうことですから、これは落札率は何%になるか、すぐわかりはしま

が、そこら辺

をもう少し詳しく当局で大体こういうことでこうなるのであろうと、

失格者が出るの

だろうというようなことが推測できれば、お聞かせを願いたい。それは
今回の案件だ

けじゃない。それは副町長、今答弁のとおり、土木でも随分失格者が出
るといふ、昨

今は国や県のことではありましようが、町もそうなのかもわかりませ
んが、最低で並

ぶから、くじを引いて、くじで決まるんだというような話がまかり通っ
とるといふこ

とですが、事実であるのかどうなのか、あわせて御答弁願いたい。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 失格が出るということにつきましての現象
であります、

それは競争が激しいということ以外にはないと思います。町の工事だ
けではなくて、

県、あるいは国もそういう状況だというふうに伺っております。

それで、先ほどもう一点ありましたが、くじ引きというような状況も、
町の工事に

おきましてはほとんどそういうことはございません。といいますのは、

予定価格を公

表を町はしておりませんので、そういう状況になるのではないかとい
うふうに思って

ます。県は予定価格を公表しておりますので、競争で、大体業者は見積
もり精度も大

変上がっておりますので、ほぼ近いところで、各業者が設計額を見積も
り、そして、

予定価格をイメージしながら入札をするということが考えられますの
で、結果的に県

の工事は同額、くじ引きということになるのであろうというふうに想
像をしておりま

す。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。続けて言うて。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 入札率でございますが、85.32%
でございます。

なお、最低制限価格については公表されておられません。今現在でもそ
の数字はここ

に記載してございませんでの、お答えができかねます。

○議員（3番 沖田 守君） 了解。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） もう一点、お聞かせ願いたいと思いま
す。当日辞退が

4社だったという説明だったと思いますけど、若干当日辞退者が出る
ということは今

までもあり得ることでございますが、9社指名して4社というのはか
なり大きな数で

ございます。そういうような、当日辞退をされた理由が何かあったと思
いますけれど

も、その辺のことと、そういうことが起こり得る事態について何かお考
えがあるのか

どうなのか、お聞かせ願いたい。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 辞退届には、辞退の内容は細かくは
書いてございま

せん。本工事については辞退をさせていただきますという旨の書面で

出される場合と、

それから、入札書に辞退します、辞退、こういうふうを書くのも、これも有効な辞退

という、金額を記載しないということで辞退というのでなっております、細かな業

者さんそれぞれの内容、どういう内容かというのは逐一はお聞きしてございません。

ただし、仕様書等は開示して閲覧をさせておりました、自分のところで判断して、

技術者の数とか施工条件とか、そういったもので、その会社で、例えば、それとほか

の事業を持っておられて、どうしても手が回らないといった事情もあるのではなから

うかと思えますけども、それと昨今の分で行きますと、事業少なくなつて、技術者を

減らしておられるということもあるのではなからうかと思えますけども、町としまし

ては指名するときにはそういう県の資格をもとにA、B、Cランク、ラ

ランクづけをさ

れた業者さんをもって指名をさせていただきます。その金額によって

Aランク、Bラ

ンク、Cランクをそれぞれ町の要件に合わせて指名させていただいて

おります。

ただ、応札される方のほうはそれに対して自分ところで判断されて、
施工できるか

できないか、そういったことで判断された上で、辞退届を出されるもの
であろうとい

うふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 最低価格を3社の方が下回ったとい
うことでござい

まして、公共事業的なものの事業が大変少なくなっておりますので、一
企業といたし

ましては従業員を抱えて、その従業員の就労の場の確保のためには若
干下げてでも仕

事をとらなくちゃいけないという思いがあったのだろうと推測される

わけですが、

我々がいろんな形で聞くと、昔は事業があったから、ある程度の価格で
皆さん、それ

ぞれの仕事ができたと思うんですけども、今現在では身銭を切ってで
もという思いの

事業主もかなりおるのではないかというような気がするわけですが
も、そこでお聞

きたいんですけども、最低価格というのはいろんな工事の今後の責
任問題もあって、

ある程度、線を決めなくちゃいけないというような気がするわけ
ですけども、私と

してはこのような中においては、ある程度最低価格というのは、県とか
国の指針があ

るとは思いますけども、今後見直して、ある程度下げてでも、その事業
がやっていた

だけの、少しでも安くそこの事業ができるのであれば、予算上の都合も
大変行政とし

ては有利になるわけですが、最低価格について、今後は従来どおり

の積算

()でいくのかどうか、その点を検討し、今からは事業が少なくなっている以上、

若干でも下げて、そういうような形でもってやったほうがいいような気がするんです

けども、最低価格について今後どのような形で、従来どおりやれるのか、今後見直し

をしながら少しでも安く、同じ仕事ができるなら、それでいいのではないかと

うな気がします。

そうした中において一応今回は日成さんがとれたわけですが、その中で、また

いろんな形でよその業者がやっというような事態もいろんなところであるわけで

ですけど、これがこうなるとは言いませんけども、入札はとったけども、実際にやって

るところはよその業者さんというような場合も考えられる事業も今までであったわけで

すけども、その点に関しまして、そうしますと、実際にやっとなる仕事のものは最低価格以下の仕事でやっているというのが推測されるわけですが、元請の方がある程度言うておりますので、そういうような観点から考えまして、最低価格の基準について今後どのような形で、従来どおりやるのか、多少見直していくのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと、このように思いますが。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。最

低制限価格と申しますのは、議員さん御存じであろうと思います。1つ

は、工事の品

質の担保、確保のために設定をするということでございます。それと、

もう一点は、

ダンピングの防止という性格を持っておりまして、かつていろいろ問

題になったこと

がでございますが、例えば、コンピューターシステムを導入するのに1円
入札とか、そ
ういったことが問題になったことがございますが、そういうことで、過
当な業者の競
争を防ぐという意味合いもございます。

それで、引き下げのほうで見直す場合は逆な過当競争になる可能性、
そのリスクも
あるというふうに推測もされますので、御意見として御心配される趣
旨はよく理解が
できますので、その辺は御意見として承りたいというふうに思います。
以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討

論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。本案件を原案のとおり決

することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第76号

工事請負契約の

締結については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第77号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議案第77号平成21年度津和野

町一般会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 議案第77号について御説明を申し上げます

す。

平成21年度津和野町一般会計補正予算(第1号)でありますけれども、これにつきまして、歳入歳出それぞれ2,587万7,000円を追加いたしまして、総額を70億3,680万2,000円とするものであります。内容につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(後山 幸次君) 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第77号 平成21年度津和野町一般会計補正予算(第1号)

.....

○議長(後山 幸次君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員(6番 河田 隆資君) 8ページの環境美化事業委託料、これは例年どおりの

城山の整備に対して一括でなくて、いろんな小分けとして出しておられたのが前年度までだったと思いますけども、それと同じものだというふうに理解を
していいのかわ
るか。

その次の2点目は、冬中夏草酒プロジェクト委託料でございますが、
県からのお金
をいただいている事業で、町も一応指定管理者して指定をしたということ
とでありました
けども、中身が我々としては全然見えてこない。今いろんな内容につ
いては課長さんから御説明を受けましたけども、どういうものに対し
てどういう金額
が予想されて、こういうふうなお金を請求されたんだというのが全然
見えてこない
ですけども、そういう内訳のようなものが今わかりでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、環境美化事業の関係の御質問

をいただいたこ

とにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

先ほど総務財政課長が説明申し上げましたように、緊急雇用創出事業の中で今回行

うものでございまして、例年、城山の町有林ですが、城山にかけての遊歩道周辺を中

心にした枯損木の除去というのも予算化をしているところでございませ

すけども、それとあわせた部分もあろうかとは思いますが、城山町有林全体の枯損木をこの際、

この事業を活用しながら、こちらから見ますと、かなり林立しておりますので、それ

をこの事業でもって整備をしたいということでございます。その隣に接しております

稲成山のほうも従来から細かくやっておられまして、前にもあそこのそれに隣接する

町道沿いをということで予算化もさせてもらったところでございませ

けども、それに

あわせて今回はこちらからの景観の問題もございますので、この事業
でやりたいとい

うことで計画したところでございます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） まず、冬中夏草酒プロジェクトにつ
いて御説明をし

たいと思います。

このプロジェクトにつきましては冬中夏草を製造しております株式
会社にちはら総

合研究所、それから、このたび町内の酒造業者さんで共同で設立されま
した合同会社

金彩津和野、それから、下森酒造場、この3社によりましてプロジェク
トがなされて

いるものでありまして、津和野冬中夏草を生かした新しい製品という
ことで、冬中夏

草酒の製造または全国展開を目指しておられるプロジェクトでありま
す。

これにつきましてふるさと雇用再生特別基金の対象となるというこ

とで、プロジェ

クトさんからの要望もありまして、県のほうへ申請をいたしました。ありますように

事業費としましては1,492万7,000円ですが、あくまで雇用再生が主眼であり

ますので、この制度でもあるわけですけれども、事業費のうち50%以上を人件費が

占めなければならないという、そういうくくりもありまして、これで都合新しい雇用

が3名生まれるということになります。それぞれの事業体で雇用されるものについて

県のほうから基金の事業採択があったということになります。

それで、県の事業の眼目ですけれども、県としての事業採択のポイントですが、事業

に新規性があるかどうか、公益性があるかどうか、継続性があるかどうか、そういう

ことが非常に重要視されて採択がなされるわけですけれども、この3点をすべてクリア

した事業であるというふうに県のほうで認めていただいた事業採択だ
というふうに考
えております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） まず、1点目の環境美化の件ですが、
これは発注先、

これは一応緊急雇用ということですので、新たな雇用創出をされる
ところに対して発

注をかけていくのかどうかということを1点。

そして、2点目、もう一つは、冬中夏草の今の御説明ですと、半分、
50%が人件
費で3名分だと、そうすると残りの700万円ぐらいが事業費として
使われるんだと

思いますけども、事業費内容というのがわかれば、その点も少し御説明
をお願いした

いと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 環境美化のほうの関係でございますけど

も、今の雇用の

関係は当然この事業におきましても基準として設けられておりまして、

人件費に係る

割合というのは、金額的には70%以上、それから、新規雇用に係る失

業者の割合も

4分の3というようなこともございますので、それに基づいて対応い

ただけるとこと

いうこと、それから、委託先といたしましては、ああいう枯損木でござ

います。非常

に危険も伴ったり、特殊性もあるということで、そういった判断の上で、

特定——特

定といいますか、そういうのに精通したところへの委託ということに

なろうかと思ひ

ます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 事業費の内容について御質問ですの

で、お答えした

いと思います。

1,492万7,000円のうち、今回の採択申請上の割合としましては、人件費をうち855万6,000円、57.3%を見込んでの申請としております。したがいまして、残りの637万1,000円がその他諸経費とこれでは呼ぶわけですが、というふうになっておりまして、その内容につきましては、旅費、それから、各種備品のリース料、パンフレット等の印刷製本費、消耗品費、宣伝費、そういう内容で637万1,000円ということになっております。若干事業を進めていく上で移動はいたし方はないかと思いますが、このぐらいの内容と割合で考えております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 1点だけお伺いします。

今このプロジェクトを見ますと、当然チームでいいものをつくる、これに対しては

異論はないですけども、売れて何ぼうの世界ですので、広告宣伝費、これが物すごく

大きなウエートを占めるのではないかと、私個人的には思っております。皆さんに知

られて、初めて物が売れるというふうに考えております。今の広告宣伝費がどの程度

予算づけされているのか、わかればお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） この事業上の広告宣伝費は、637万1,000円

のうち37万1,000円組んでおります。これが事業のすべての宣伝費かどうかは、

まだわかりませんが、この事業上はその金額を組んでおります。

それから、御質問では直接ないかもしれませんが、この事業で受けたものにつま

しては、これは民間への補助ではありますが、雇用再生が主な目的ですので、収益が

出た場合は基金へお返しをするという、そういうシステムになってお

ります。そのか

わり収益部分について、再投資をする分については除外をされるとい
う項目もあるよ

うですけども、再投資の必要がないと、完全に収益が出た場合は、基金
のほうへ、県

のほうへ収益分を返さなければならない、そういう制度でもあります
ので、参考まで

に御報告申し上げます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 今回の補正については財源が県の補助
金ということで、

まことに的を得た補正であると、こういうふうに認識をいたしました。

問題は、今国

会でも第、平成21年度の補正予算で間もなく予算が通るのでありま
しょうが、県は

21年度の補正とは、これは違うから県独自で、名前がついとるのを見
りゃあ、ふる

さと雇用再生特別基金、緊急雇用創出事業費、基金をもって各町村の申

請に基づいて

補助金を出すと、こういうどうも仕組みのようですが、要は、国でも今
論議がされて

とるのは、県も少なくとも単年度の補助金で、そこがきちっとひとり立
ちするという

ような生易しいものではないということでもありますので、ある程度3
年や5年はこう

いう継続でもって支援をするという体制にあるのかどうなのか、単年
度、国、あるい

は県の補助金じゃけえ招きさえすればええのではないかというような
補助事業という

のは、余り功を奏しないというのが過去の事例でもありますから、そこ
ら辺が1点聞

きたい。

50%以上を、要するに、雇用創出ということで人件費に充てなけれ
ばならないと

いう採択基準ということになれば、なおさらのことそこで雇用が安定
するような、そ

ういう事業でなければならぬと、こう思いますが、そこら辺担当課長の御見解やら、これを補助金として受ける今の受益者である会社の計画がそういう計画になって、もちろん採択を受けるにはその計画がないと採択にはなりませんから、県は大丈夫だという太鼓判ではありましようが、そこら辺の見解をちょっとお知らせを願いたい、こう思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 御質問のとおり、この制度は緊急雇用創出事業も、それから、ふるさと雇用再生特別交付金事業も、どちらも実施期間は、県は3年と、21年度から23年度までを予定をしておりますので、希望があれば、その期間とすることは可能かと考えております。

それで、冬中夏草のふるさと再生のほうにつきましては、現在、町と

しても21年

度、2年度、3年度の3カ年の雇用を確保しようという考えで、この申請をして採択

を受けているところでありますが、事業ですので、事業展開によっては途中で必要な

くなるということもあります。

それから、あくまで申請や予算につきましては単年度主義ではありませんけど、一応

ふるさと再生については3年を考えております。

それから、新規、この2つの制度、そういうところは共通ですが、違うところは緊

急雇用のほうがより緊急性が高いというか、短期的な考えが強くて、新規雇用者の雇

用期間は6カ月以内でないといけないということが緊急雇用創出のほうです。

それから、ふるさと再生のほうは、これは逆に1年以上でなければいけないと、雇

用が、そういう短期、長期の少し考え方の違いがあって、この2つにな

っているとい

う制度であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。今のことに関連するんです

が、3番議員さ

んも言われましたようにこの事業、今のような雇用不安の時期でござ

いますので、ま

ことに結構なことだろうというふうに思っております。

それで、今もお話ございましたように、できればふるさと雇用の件と
緊急雇用、継

続性という面から見れば、ふるさと雇用のほうがどちらかという望

ましいなという

ふうな気がしとるんですが、冬中夏草の件以外にほかの事案が今準備

中、あるいは予

定されておる件があるかどうか、その点についてお聞きをしておきた

いというふうに

思います。

お隣の吉賀町では、ちょっと聞いた話ですが、これが5件採択されて、

5件の事業

が、5つの事業が始まるとという話をちょっと聞きまして、非常に何
といたしますか、

元気がいいといたしますか、継続した事業が5件採択されたというふう
なお話をちょっ

と聞きました。

これ以外に当町で予定がないということになると、何でかなという
ふうなことも考

えると何の、民間にそれだけ元気がないのか、あるいは行政の対応に何
らかの問題が

あるんじゃないかなとか、その原因について、もしそうであるなら、ど
ういう原因が

考えられるのか、あわせてお聞かせをいただければいいかと、雇用不安
の件について

言えば、昨今6月からはタクシー会社が津和野営業所1社なくなると
か、そんな話も

聞いております。非常に危機感がだんだん、ますます募ってるなという
ふうな気がし

ておりますが、先ほどの件につきましてちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 御質問の内容でございますが、特に、ふるさと雇用の関係

でございます。これは本町につきましては、現在のところ1件ということでございます。

それで、それを受けまして国も再度の補正というような動きもございましたので、

それを受けまして各課において該当ができるような事業なり案件があれば、準備をし

ておくようにということで指示をただいま出しております。各課において若干今検討

して、案もできつつあるというふうに理解をしております。

ただし、現在の情報では、国のほうは雇用創出に関しましては新たな支援は現在の

ところはどうもないというふうな情報が伝わっております。島根県は

かなり積極的に

対応したようでございますが、他の県がそれほどでもなかったという
ようなことを聞

いておりまして、したがって、国のほうは20年度の予算で、21年度
新たには考え

てないという情報が、現在のところは伝わっております。

それで、島根県におきましてああして基金を積み立てておるわけで
ございますが、

その残が3億程度あるというふうになってまして、その3億について
2次募集を行う

というふうなことでございますので、かなり競争は激しいかとは思
いますが、果敢に

津和野町についてもチャレンジをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 10の教育費についてですけども、
財源を見ますと、

一般財源が219万8,000円で、これがマイナスになって、国の補

助が202万

ということで、結局一般財源で充てていたものが今回補助が出たので、それにすると

ということで、これはもともと特別支援教育に対して充てられていた人の財源が変わっ

ただで、新たな雇用ということには結びつかないのではないかなというふうに考え

るんですけども、いかがでしょうか、今年度新たに配置したから、これに当てはまる

んだというふうに言われるのかなと予想はしてるんですけども、いかがでしょうか、

補助金が出たことに対する新たな雇用ということにならないのではないかと思います

けど。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 当初の計画の中にも、特別支援については必要であるとい

うふうなことで計上をしておりました。それが309万ということで

ありますが、緊

急雇用のほうで、同様の雇用形態というふうなことで申請をしております
まして332万

8,000円で、時間数が1,000時間ぐらいふやしたような形で、人数をふやしな

がら対応も手厚くというふうなことで体制を整備するというふうなことであります。

したがいまして、賃金のほうはふえておりますけれども、すべてが雇用創出というか、

新しくということにはならないと思いますが、時間数の増加なり、人数の増というふ

うなことで、そういうことが含まれておるといふふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 私が考えるに一般財源で充てられてた、その時間

数に、さらに今回補助があった、それを時間をふやして特別支援に充てるというふう

にするのが新たな雇用ではないかなと思うんですけども、これで見ると、これでは新たな雇用にはならないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 先ほど説明申し上げましたように、すべてが新たにという

ふうなことにはなりませんけれども、原則的には当初では309万ぐらいを予定して

おりましたが、緊急雇用のほうでは332万8,000円ということでもあります、

時間数といたしましてはもともとは1,900時間ぐらいでありましたが、それを

1,000時間程度ふやして2,910時間ぐらいということになります。そういうこ

とでありますので、すべてが新規というふうな形ではありませんが、新しく人数、あ

るいは時間数をふやすということで対象になるというふうに理解をし

ております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 緊急雇用事業についてお聞きします。

城山の美化事業費ということと1級河川の美化というように最初説明を受けたわけ

ですけども、城山では普通松くい虫の駆除等が主じゃないか、美化の松くい虫の木を

倒すのが主じゃないかと思うんです。その点に関しまして、もし松くい虫の伐倒的な

美化なら何立米予定されておるのか、また河川の美化に関しては、場所はどこで何平

米ぐらいの、多分美化だから草刈りだろうと思うんですけど、場所的なものとか、そ

うというような詳細がわかりましたらお知らせ願いたい。

また、699万のうち河川のほうへ幾ら、城山のほうへ幾らかという事業の配分が

そこでわかっておればお聞かせ願いたい、このように思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） まず、主に松くい等の枯損木の伐倒でございすけども、これについては一応ざっとあそこを数えまして、本数的には500本程度というふう

に思っております。財政的には、計算上は192立米ぐらいということで、一応考えているところでございます。それで、全体の占める割合的には、このほうに対して200万少しになろうかと思ひます、金額的には。

あと河川のほうのこれはちょっと説明が何でございましたけども、これのほうにかなり

の経費を見ておりまして、場所的に言いますと、まず1カ所目は津和野大橋でございす。それから、日原の漁協のところ付近、それから、シルクウェイにちはらのあたり、それから、その他河川以外も含めてということで一応考えております。面積的には、津和野大橋付近でいきますと、草刈りの面積が2.4ヘクター

ルぐらいです

か、それから、漁協あたりが2.1ヘクタール、それから、シルクウェイで2ヘクタール、それから、その他で1.6ヘクタールぐらいで一応見込んでおるところでございます。

それで、津和野大橋につきましては建設課のほうで予算を組んでる範囲で通常草刈り等も行っておりますので、これについては刈った草の後は処理の関係、そういうようなものをこの経費で見ているところでございます。

それから、漁協の付近も、これは建設課の予算で通常草刈り、それから、収集までもある程度見ておりますので、あとは処理費というようなことで、この事業で見ているところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） これでは約700万の事業のうち2

00万を城山の

ほうへ持っていき、残りの約500万近い金を河川のほうへ持っていくという形の、

今の説明ではそうなるんですが、そのとおりでございますかね。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） ざっと計算をしたところは、そういったことになろうか

と思います。というのは草刈りをいたしまして、それはそこの現場へ置くというわけ

にはまいりませんので、これを収集して、さらにそれを運搬をし、それを1カ所

に——1カ所といたしますか、津和野地域、日原地域、それぞれ箇所は別々になろうか

と思いますけども、そこでカッターで裁断をいたしまして、それを堆肥化をするとい

う形のものまでのものでございます。そういったことで、経費的にはそういった事業

配分になります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 緊急雇用事業費の先ほどの環境美化事業の委託先、こ

れともう一点、緊急雇用の安蔵寺の新規ルートのごこの委託先、これをお教え願いた

いと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 環境美化のほうにつきましては、従来そういった伐倒駆

除なり、河川の刈り取り等につきましては森林組合に行っていたいでおりますので、

その方向で考えております。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 安蔵寺ルートにつきましては、これは草刈り、歩道

整備ですので、それほど専門的なということではないと思いますので、雇用を条件に

した入札を予定しております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第77号平成21年度津

和野町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されま

した。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして本臨時
会に付議された

事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により
閉会したいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、第3回津和
野町議会臨時会

を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名す
る。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員